

香川県産業廃棄物処理等指導要綱の一部改正について

循環型社会推進課

1 指導要綱の目的等

- 産業廃棄物の適正な処理と生活環境の保全を図るため、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な事項を定め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」と一体的に運用することにより、県外産業廃棄物（県外産廃）を原則搬入禁止とするほか、施設設置の事前指導や適正処理の指導等を行う。

2 県外産業廃棄物についての現在の取扱い(1)

- 現在、県では、指導要綱において、原則として県外産廃の搬入を禁止し、次の①～③の場合に例外として搬入を認めている。
 - ① 循環的な利用を行う場合
 - ② 非常災害の発生に伴うもので、生活環境の保全上支障がない場合
 - ③ やむを得ない理由があり、生活環境の保全上支障がない場合

2 県外産業廃棄物についての現在の取扱い(2)

- ③の【やむを得ない理由】がある場合として、次の3つの場合に搬入を認めている。
 - ・ 全国的に処理可能な施設が少なく、県内に処理可能な施設がある場合
 - ・ 試験研究を目的とする場合
 - ・ 県での一時的保管が必要な場合

3 一部改正の方向性(1)

(1) 概要

○ 現在、やむを得ない理由がある場合として搬入を認めている前ページの③の処分又は保管について、より公正性や透明性を確保するため、指導要綱に明文化（ア～ウ）するとともに、新たな大規模開発に備え「エ」を加えるもの。

ア 全国的に処理可能な施設が少なく、県内に処理可能な施設がある場合

イ 試験研究を目的とする場合

ウ 県での一時的保管が必要な場合

エ 新たに許可を取得予定の県内の安定型最終処分場での安定型産業廃棄物の処分であって、埋立終了後の跡地利用を含む計画に基づくもの

※ 実際的要綱への表記内容については、検討中

3 一部改正の方向性(2)

(2) (1) のエの手続き等

県外産廃の搬入を原則として禁止する方針を維持しつつ、(1) エに該当する場合は、廃棄物の適正処理を前提としながら、県外産廃の搬入を可とする。

① 申請者

・ 排出事業者、中間処理事業者、最終処分業者及び跡地利用者（又は跡地開発事業者）

② 環境保全対策

・ 水質検査、現地確認 など

③ 県内で発生する安定型産業廃棄物への対策